



違反対象物に係る公表制度
について

平成29年6月23日
総務省消防庁予防課
企画調整・制度・防災管理係

火災予防条例(案)

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第〇条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

火災予防条例施行規則(案)

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第●条 条例第〇条第3項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、法第17条第1項の政令で定める技術上の基準又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第〇条第3項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(公表の手続)

第●条 条例第〇条第1項の公表は、前条第1項の立入検査の結果を通知した日から〇〇日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、〇〇市(消防本部)ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- 二 前条第2項に規定する違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)
- 三 その他消防長が必要と認める事項

公表制度の実施状況

【政令指定都市消防本部】

- 平成26年8月制度開始・・・1本部
- // 10月制度開始・・・7本部
- 平成27年4月制度開始・・・12本部

全ての政令指定都市で開始

※ 東京消防庁は平成23年4月1日から制度を開始



公表制度の実施推進

●違反対象物に係る公表制度の実施及び検討状況の調査結果について
(平成28年3月22日付け消防予第83号)

- 1 管内人口が20万人以上の消防本部
平成29年3月末までには条例等を改正し、遅くとも平成30年4月1日から実施。
- 2 管内人口が20万人以下の消防本部
管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ、具体的な検討。

●違反対象物に係る公表制度の実施状況等(平成29年4月1日現在)

	実施済	実施予定又は検討中(実施予定年度別)				実施しない
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
本部数	77	11	179(2)	179(4)	286(17)	0(6)

※非常備町村については、括弧内に記載。

違反対象物の公表制度について

消防庁HPの違反対象物公表制度のページ

総務省消防庁
違反対象物公表制度

重大な消防法令違反の建物を公表する
違反対象物の公表制度のご案内

「違反対象物の公表制度」は、建物の利用者の方が、自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署等が保有する建物の火災危険性に関する情報(重大な消防法令違反)をホームページで公表するものです。

制度の概要 **公表対象物調べる** 関係通知 文字サイズ 中 大

制度の概要

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます

法令違反があった場合には...

各消防本部の立ち検査

公表対象物調べる

調べたい建物が所在する地域の都道府県をクリックしてください。
公表制度に係る各消防本部のホームページ(リンク集)が表示されます。

北海道・東北エリア
北海道 青森県
秋田県 岩手県
山形県 宮城県
福島県

中部エリア
新潟県 富山県
石川県 福井県
山梨県 長野県
岐阜県 静岡県
愛知県

中国エリア
鳥取県 島根県
岡山県 広島県
山口県

関東エリア
茨城県 栃木県
群馬県 埼玉県
千葉県 東京都
神奈川県

近畿エリア

九州・沖縄エリア
福岡県 佐賀県
長崎県 熊本県
大分県 宮崎県
鹿児島県 沖縄県

山口県

都道府県内の実施目標時期:平成30年4月

各消防本部の実施時期を掲載

消防庁
違反対象物の公表制度

女性活躍 Facebook

女性消防員
Female Firefighter

ポータルサイト

消防庁施設紹介

教急の日2016
ショーとムービーコンテスト
審査結果はこちら

熱中症
予防

防火安全

違反対象物の公表制度

道マーク制度

消防庁HPのバナー

市区町村	管轄消防本部	公表制度の実施・検討状況	実施(予定)時期 <small>※実施しない場合はその理由</small>	制度の概要ページ URL	公表対象物掲載ページ URL
下関市	下関市消防局	実施済	平成28年4月1日	http://www.city.shimo-noseki.lg.jp/www/content/1458325754946/index.html	http://www.city.shimo-noseki.lg.jp/www/content/1458325754946/files/thankohyou.pdf
宇部市・山陽小野田市	宇部・山陽小野田消防局	検討中	平成30年4月1日	-	-
山口市	山口市消防本部	検討中	平成30年度	-	-
防府市	防府市消防本部	検討中	平成30年4月	-	-
下松市	下松市消防本部	検討中	平成30年4月	-	-
岩国市・玖珂郡和木町	岩国地区消防組合消防本部	検討中	平成30年4月	-	-
光市・周南市(旧熊毛町区域)・熊毛郡田布施町	光地区消防組合	検討中	平成30年4月	-	-
長門市	長門市消防本部	検討中	平成30年4月	-	-
柳井市・大島郡防府大島町・熊毛郡上関町・熊毛郡平生町	柳井地区広域消防本部	検討中	平成30年4月	-	-
美祿市	美祿市消防本部	検討中	平成30年4月	-	-
周南市	周南市消防本部	検討中	平成30年4月	-	-